

研究委託契約書

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)と(法人名)(以下「受託者」という。)は、JST が受託者へ研究を委託することにつき、次の通り合意する。(以下「本契約」という。)

第1条(定義)

本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「本研究成果」とは、別紙1に定める委託研究(以下「本委託研究」という。)より生じた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、機械学習モデル等の技術的成果をいう。なお、中間生成物と最終生成物の別を問わず、また法定の知的財産権の対象となるものに限られない。
- (2) 「知的財産権」とは、次の産業財産権、著作権及びノウハウを総称していう。
 - ア 「産業財産権」とは、次のア)からエ)までのものを総称していう。
 - ア) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権及び特許を受ける権利
 - イ) 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
 - ウ) 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利
 - エ) 外国における i)からiii)までの各権利に相当する権利
 - イ 「著作権」とは、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権及び外国における著作権に相当する権利をいう。
 - ウ 「ノウハウ」とは、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、JST が受託者と協議し、JST が秘匿期間を定めた上で特に指定するものをいう。
- (3) 「研究従事者」とは、次のアからウまでのものを総称していう。
 - ア 「研究代表者」とは、受託者と雇用関係を有し本委託研究に従事する者で、別紙1第4項に記載された者をいう。
 - イ 「研究担当者」とは、受託者と雇用関係を有し研究代表者の管理下で本委託研究に従事する者をいう。
 - ウ 「連携研究者」とは、受託者と雇用関係を有さない者であって、その者が本契約の条件(本研究成果(知的財産権が生じる場合はそれを含む。))を、JST に帰属させる条件を含む。)に同意し、受託者がその者について JST に対し責任を負うことに同意して本委託研究に参加させる者をいう。

第2条(研究の委託・実施)

1 JST は本委託研究を受託者に委託し、受託者に対し第5条に定める通り委託費を支払う。受託者は本委託研究を本契約の条件に従い、また善良な管理者の注意をもって実施する。

受託者は、特段の JST の指示がある場合を除き、利用するデータの選択を含め本委託研究を自己の責任において実施し、その実施に当たり自己が被った損害については JST に対して賠償を請求しない。

受託者は、本研究成果が第三者の著作権その他の権利を侵害していないものであることを表明し、万一本研究成果につき紛争が生じた場合は、受託者が自己の責任及び費用においてこれを解決するものとする。

2 JST が本研究成果を利用・実施するにあたり、受託者の既存の知的財産権又は第三者が有する知

的財産権に基づく許諾が必要となる見込みが生じた場合は、受託者は速やかに JST に書面で通知するものとする。

- 3 受託者は、書面により事前に JST の承諾を得ることなく、第三者を本委託研究に従事させてはならず、また本委託研究を第三者に再委託してはならない。

ただし、受託者は、事前に連携研究者の氏名を研究計画書に記載した場合又は JST の書面による同意を得た場合、連携研究者を本委託研究に従事させることができる。

- 4 支払われた委託費に不足を生じ、本委託研究が完了しないおそれが生じた場合、受託者は、直ちに理由を付して JST に対し書面により通知するものとする。JST 及び受託者は、追加の委託費支払いによる完遂の見込み、追加の委託費の額、研究範囲の減縮・変更、研究範囲の縮減・変更に伴う委託費の減額等について協議するものとし、最終的には JST の裁量で、追加委託費の支払いの有無、本委託研究の中止・続行、本委託契約の解除等を決定するものとする。
- 5 受託者は、別紙1記載の通り、本委託研究について報告書を JST に提出するものとする。

第3条 (JST の協力・指示等)

- 1 JST は、JST が必要と認める場合は、JST の有する情報・知識等を本委託研究の遂行のため受託者に開示することがある。JST からデータが提供され、受託者が自己の裁量でこれを本委託研究に用いる場合は、受託者は別紙2記載の条件に従ってこれを使用するものとする。
- 2 JST は、JST が必要と認める場合は、物品等を受託者に貸与することがある。当該貸与物品の搬入及び据付けに要する費用は、別途 JST が書面で負担することを通知した場合を除き、受託者の負担とする。
- 3 受託者は前項の規定により JST から貸与された物品について、受領の時から返還まで善良なる管理者の注意義務をもってその管理にあたらなければならない。

第4条 (秘密保持)

- 1 本契約の存在は、受託者を公に募集しいずれの者が受託者となったかの公表を予定しているものであるから秘密としない。
- 2 いずれの当事者も、本契約の条件をみだりに第三者に開示しないものとする。

ただし、JST は、法令に基づき又は政府機関から開示が要求され、これに応じて開示する場合、受託者の承諾なく本契約を開示することができるものとする。
- 3 JST 及び受託者は、本委託研究の実施にあたり、相手方より秘密である旨の表示を付して開示された資料(書面、電子媒体等)又は口頭で開示された後14日以内に当該開示当事者からその開示したものが秘密である旨を受領当事者に書面にて通知した情報(以下「本秘密情報」という。)を秘密に保持するものとし、本契約の履行に必要な研究従事者、自己の役員及び知る必要のある最小限の従業員・職員以外に開示してはならない。

また、受託者及び JST は、相手方より開示を受けた本秘密情報について、研究従事者等がその所属を離れた後も含め秘密に保持する義務を、当該本秘密情報にアクセスする者に負わせるものとする。

ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- ア 開示を受けた時点で既に自己が保有していた情報
- イ 開示を受けた時点で、既に公知となっている情報
- ウ 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- オ 正当な権原を有する第三者から適法に取得した情報

カ 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

2 前2項の有効期間は、本委託研究が完了した日の翌日又は研究を中止した日の翌日から起算して2年間とする。

ただし、開示当事者の書面による同意を取得した場合は、この期間を延長し、又は短縮することができる。

第5条(委託費)

1 委託費は、別紙1記載の額とする。

2 JST は、受託者の発する請求書を受領した後、別紙1記載の支払い期限までに、受託者に対し委託費を支払うものとする。

3 JST が支払い期限までに前項の委託費を支払わない場合、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未納額に法定利率(2023 年現在3%)で計算した延滞金を受託者に支払うものとする。

第6条(委託費により取得した物品等の帰属)

1 委託費により受託者が取得した物品等は、その取得価額が50万円以上の場合、JSTに帰属し、JSTがその所有権を有する。

2 JSTは、自己の物品管理に関する規程の定めるところにより、前項に定める物品等を本委託研究終了後、受託者に貸与又は譲渡することができる。

3 受託者が次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、第1項の定めにかかわらず、物品等の所有権は受託者に帰属する。

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

4 委託費により受託者が取得し、受託者に帰属した物品等でも、受託者がJSTに納入した物品等の所有権はJSTに移転する。

第7条(経理書類の保管・閲覧)

1 受託者に対し支払われた委託費の経理は受託者が行う。

受託者は本委託研究が終了した日の属する会計年度終了の翌日から5年間経理書類(支出を証する書面を含む。)を保管するものとする。

2 JSTは本契約に関する経理書類の閲覧又は提出を受託者に申し出ることができる。受託者はJSTからの閲覧又は提出の申し出があった場合、これに応じなければならない。本項の義務は前項と同じ期間有効とする。

第8条(委託研究の期間延長又は中止)

1 天災等、いずれの当事者の責にも帰すことのできない事由により、本委託研究の実施が困難になったときは、当該事由が止むまで受託者は本委託研究を中止することができる。

また、この場合、本委託研究が完了する見込みがないときには、いずれの当事者も本契約を解除することができる。

2 受託者において研究代表者の長期療養又は退職により、本委託研究に遅延又は遂行不能のおそれが生じた場合は、受託者はJSTに通知し、両者で協議を行うものとする。

JSTは、本委託研究の進捗状況、受託者が研究代表者の新たな雇用先に対し自己の本契約上の地位を譲渡することの希望の有無等を考慮し、自己の裁量で、本契約を解除し、又はその他の措置をとることができるものとする。

- 3 前項に基づく場合を除き、JST から本委託研究中止の申し入れがあったときは、受託者は、本委託研究を直ちに中止するものとする。この場合、受託者は、不要な支出が生じないよう合理的な努力をするものとする。

第9条(研究終了・中止時の措置)

1 委託費の精算・返還

本委託研究を完了又は第8条により本委託研究を中止する場合において、受託者が JST に提出した経費支出報告書等を JST が審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めるときは、委託費の金額と本委託研究の実施に要した経費の額のうち適切と認められた額との、いずれか低い金額を、JST が支払うべき経費の額として、精算する。

受託者は JST から委託費の返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 貸与物品等の返還

受託者は、本委託研究を完了もしくは中止したとき、又は本契約が解除された場合は、本委託研究完了もしくは中止又は本契約解除時点の状態です速やかに JST に返還するものとする。

第10条(本研究成果の JST 帰属・知的財産権の JST への譲渡)

- 1 本委託研究の結果生じた知的財産権を含め、本研究成果は、JST に帰属するものとする。

受託者は、JST を権利者とするために、研究従事者に知的財産権が生ずる場合は、当該研究従事者から必要な権利を譲り受け、これを JST に譲渡するものとする。

また、本委託研究により受託者又は研究従事者に生じた著作権人格権については、受託者はこれを JST 及び JST が指定する第三者に対して行使しないものとし、又研究従事者に行使させないものとする。

なお、本委託研究実施中に、受託者から JST に対し受託者の秘密情報として開示されたものがあったとしても、それが本研究の成果(中間か最終成果かを問わない)である場合には、本条が優先する。

- 2 本委託研究の成果を JST が利用・実施し、また第三者に利用・実施させる場合に、受託者既存の又は第三者の知的財産権につき、JST が許諾を取得する必要がある場合は、受託者は JST が必要な許諾を取得することに協力するものとする。

第11条(契約の解除)

- 1 受託者は、JST が委託費を所定の期限までに支払わず、受託者による催告後1ヶ月以内に JST が支払わないときは、本契約を解除することができる。

- 2 本委託研究に遅延又は遂行不能のおそれが生じ、JST が受託者と協議した後、委託期間内に本委託研究が完了できないと JST が合理的に判断したときは、JST は本契約を解除できる。

- 3 いずれの当事者も、次の各号のいずれかの事由が生じた場合で、催告後14日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

ア 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき

イ 相手方が本契約に違反したとき

- 4 前項にかかわらず、いずれの当事者も、相手方が本契約に定める秘密保持義務に違反し、破産手続き開始決定を受けもしくは信用・財務状態が著しく悪化し、又は相手方もしくは研究従事者が反

社会的勢力に該当する場合は、催告を要さずして本契約を解除することができる。

第12条(損害賠償)

本契約に特に定める場合を除き、いずれの当事者も相手方の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合は、その損害を相手方に請求できる。

第13条(譲渡の禁止)

受託者は、JSTの書面による事前の同意を得ずに、本契約上の地位及び本契約から生ずる権利・義務を第三者に譲渡してはならず、また担保に供してはならない。

第14条(特約の優越)

第1条から第16条までの定めと別紙1及び2の定めとに齟齬がある場合には、別紙の定めが優越する。

第15条(契約の有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、別紙1に定める委託期間とする。
- 2 本契約の失効後も、第1条から第14条、第16条及び別紙1及び2の定めは、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

第16条(紛争解決)

本契約に関連して疑義又は紛争が生じた場合は、両者誠実に協議するものとする。協議をもってしても紛争が解決せず、訴えを提起する場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

以上、合意を証し、本書2通を作成し、各自押印の上各1通を有する。

令和5年(西暦2023年) 月 日

JST 東京都千代田区四番町5番地3
国立研究開発法人科学技術振興機構
理事 金子 博之

受託者

別紙1 委託研究

1. 委託期間	令和5年(西暦2023年) 月 日から 年 月 日まで
2. 委託費	円(うち消費税及び地方消費税額 円)
	直接経費: 円
	間接経費: 円
3. 支払期限	受託者の発行する請求書を受領した日の翌月末
4. 委託研究	研究題目:
	研究代表者:
	研究目的及び達成目標:
	研究内容及び連携研究者等:別添研究計画書記載の通り
5. JST 貸与/提供物	
6. 報告書提出期限	中間報告書:別途協議して決定
	研究成果報告書:2024年5月31日又は本委託研究が中止もしくは完了した日の翌日から起算して61日以内のいずれか早い日
	会計実績報告書:2024年5月31日又は本委託研究が中止もしくは完了した日の翌日から起算して61日以内のいずれか早い日
7. JST へ納入するもの	<p>本研究成果として以下を格納した記憶媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> • プログラム(環境構築に必要な設定ファイル e.g., pip用のrequirements.txtなどを含む) • 加工済の実験用のデータセット • 環境構築に関わる説明書
8. その他	<p>(1) 本研究成果の公表に関する特約</p> <p>1) 受託者は、本研究成果につき JST が公表することを一定期間控えて欲しいという希望がある場合には、その期間を特定して、研究成果報告書(中間報告書を含む。)に記載するものとする。</p> <p>この場合、JST は、特許等出願又は事業上の利益等を考慮し、公表しない期間を定め受託者に通知するものとする。</p> <p>2) 本契約の有効期間中及び終了後2年が経過するまで、受託者は JST の書面又は電子メールによる同意を得ることなく本研究成果について第三者に開示してはならない。この間に受託者が本研究成果について公表することを希望する場合は、書面又は電子メールにてその旨 JST に通知するものとする。</p> <p>JST は、特許等出願又は事業上の利益等を考慮し、受託者に可否を通知するものとする。</p> <p>(2) 受託者への非排他的な利用・実施許諾の付与</p> <p>受託者が本研究成果を利用・実施することを希望する場合は、JST に対し書面で通知し、両者で協議するものとする。</p>

別紙2 データの利用条件

第1条(対象データ)

- 1 JST が受託者に引き渡すデータは次の通りとする。
 - ・データベースファイル「JSTPlus」及び「JMEDPlus」に含まれている標題、抄録、本文、索引(ただし、国内で出版されたもののみ。)
 - ・JST 科学技術用語シソーラス、大規模辞書、異表記辞書(以下、これらを「本データ」という。)なお、JST が、本データのアップデートを受託者に提供した場合は、当該アップデートも本データに含まれる。
- 2 本データの引き渡しは、研究の委託のためであり、個人情報及び著作物の利用として権利者から受託者へ再利用許諾がなされるものではない。受託者は本研究委託以外の目的で本データを利用してはならず、また日本国外において本データを利用してはならない。
本データにかかる著作権その他の権利は、権利者に帰属したままであり、受託者は何らの権利を取得するものではない。
- 3 受託者は、本データの利用にあたり、法律、政令、規則、条例等を遵守するものとする。
- 4 JST が合理的な理由により、受託者に対し本データ(本データを加工して得られたデータを含む。)の全部又は一部の訂正・差し替え、利用停止、消去・削除を指示した場合は、受託者はこれに従うものとする。

第2条(本データの管理等)

- 1 受託者は、別紙1記載の研究代表者の直接の管理・監督下にある研究従事者にのみ、本データへのアクセスを認めるものとする。
- 2 受託者は、本データを本委託研究に必要な合理的な範囲を超えて複製しないものとする。
- 3 受託者は、本データ及びその複製物(紙媒体か電子媒体であるかを問わない。また受領時の形態のままか否かを問わない)を、本データの性質に応じて必要な処理を講じたうえで、善良な管理者の注意をもって厳重に保存、管理及び使用しなければならない。
- 4 受託者は、本データの秘密性の有無にかかわらず、本データが漏洩し又はそのおそれがあるときは、原因の如何を問わず直ちにその旨を JST に報告しなければならない。
- 5 受託者が本データを漏えいさせた場合は、その責を負うとともに、当該データの漏えいを最小限にとどめるよう必要な措置を直ちに講じなければならない。
本データ中に個人情報が含まれる場合で、当該個人情報が漏えいした場合は、受託者はなお、本データ中の個人情報の漏えいにより JST 及び第三者に生じた一切の損害についてその責を負うものとする。

第3条(制限・禁止事項)

- 1 本契約に特段の定めのある場合を除き、受託者は、次の各号に定めることをしてはならない。
 - ア 本委託研究の実施の目的以外の目的で本データを利用すること。
 - イ 本データの利用、保管等について JST の合理的な指示がある場合に当該指示に従わないこと。
 - ウ 本データの全部又は一部を第三者へ提供・移転すること、及び第三者に本データの全部又は一部を利用させること。
 - エ 本データが個人情報を含まない場合、本データにより特定の個人を識別しようとする事

- オ 本委託研究の目的を外れて、本データを利用して第三者のプライバシー、人権、知的財産権又はその他の権利利益を侵害すること又は侵害するおそれのあること。
- 2 受託者は、本データに個人情報が含まれる場合、その取扱いについて関係する法令、ガイドライン等を遵守して適切に取り扱いその保護に努めるものとし、その具体的な取扱いに疑義が生じたときは、JSTの指示に従うものとする。

第4条(報告等)

- 1 受託者は、別紙1記載の通り、JSTに報告書を提出するものとする。
- 2 JSTが求めた場合は、本データの利用又は保管等の状況について、JSTが確認できるようにするものとする。

第5条(保証)

JSTは、明示・黙示の如何を問わず、本データについて何らの保証をしない。JSTは、本データを現状有姿で提供するものとし、本データが本委託研究に適合するものであること、本データの品質、正確性、欠陥の不存在、第三者の権利の侵害の不存在及び本データのアップデート・継続的な提供について一切保証しない。

第6条(免責)

- 1 JSTは、受託者又は第三者に生じたあらゆる損害(逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失、プライバシーの侵害による損害を含むが、これらに限られない。)に関して一切の責任を負わないものとする。
- 2 前項により、受託者が第三者に対し、何らかの損害を与えた場合は、受託者の費用と責任において当該第三者との間の紛争を解決し、JSTに一切迷惑をかけないものとする。

第7条(利用期間期間および解除)

- 1 受託者が本データを利用できるのは、別紙1「1. 研究期間」に定める期間とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、本契約は次の通り終了させることができるものとする。
- (1) 受託者が本別紙2のいずれかの条件に違反し、JSTが受託者に対し違反の是正を求め、相当期間が経過してもなお違反が是正されない場合、JSTは本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前二項の定めにかかわらず、受託者が次の各号のいずれかに該当した場合は、JSTは本データの全部又は一部の利用を直ちに終了させることができる。
- ア 受託者が本委託研究の目的以外の目的で本データを利用したとき。
- イ 受託者が本データ中の個人情報につき不適切な取扱いをしたとき。
- ウ 受託者が研究倫理に反する行為をし又はJSTの事業運営に支障をきたすおそれのあることをなしたとJSTが判断し、JSTが受託者の本データの利用を停止させることが適当であると判断したとき。
- 4 JSTは、本条に定める終了により受託者に発生する損害につき、一切の責任を負わないものとする。

第8条(データの利用停止、終了時の取扱い等)

- 1 受託者は、次の場合は、直ちに本データの利用を中止・停止し、別途JSTが書面で認める場合を除き、JSTの指示に従って速やかに本データを返却又は復元不可能な状態にして廃棄若しくは消去

・削除しなければならない。

ア 理由の如何を問わず本契約が終了したとき

イ 受託者が自己の都合で利用を中止したとき

- 2 JST は、受託者が本契約(別紙2のデータ利用条件を含む。)に違反したとき、本データの返却・廃棄、削除・消去を求めることができ、受託者は、直ちに本データの利用を中止・停止し、JST の指示に従って速やかに本データを返却又は復元不可能な状態にして廃棄若しくは消去・削除しなければならない。
- 3 受託者は、本条に定める処理が終了したことを証する書面を、廃棄、消去・削除した日より、JST の特段の指示がある場合を除き1ヶ月以内に提出しなければならない。

以上